

墨田区立菊川幼稚園における通話録音装置の運用に関する基準

令和8年7月17日

(目的)

第1条 この基準は、墨田区立菊川幼稚園（以下「本園」という。）に設置する通話録音装置の管理及び運用に関し必要な事項を定めることにより、業務の公正かつ適正な執行の確保及び犯罪の防止等を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通話録音装置 本園に設置する電話機での通話中に自動又は手動で通話内容を録音し、記録する装置をいう。

(2) 通話録音データ 通話録音装置により録音し、又は記録された音声等をいう。

(管理責任者の設置)

第3条 本園は、通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、管理責任者を置くものとし、当該施設の管理を司る園長をもって充てる。

2 管理責任者は、管理上必要と認める操作担当者以外の者に、通話録音装置の操作をさせてはならない。

(設置の公表)

第4条 管理責任者は、幼稚園のホームページへの掲載その他適当と認めた方法により通話録音装置の設置及びその利用目的について公表するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 管理責任者及び操作担当者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び墨田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月24日条例第16号。以下「条例」という。）を遵守し、通話録音装置及び通話録音データの管理及び運用に関し適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のための必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 職員は、業務上知り得た通話録音装置に係る情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話録音装置の適正管理)

第6条 管理責任者は、通話録音装置等については、設置場所の施錠を行うその他適切な方法により厳重に管理するものとする。

(通話録音データの照会及び出力)

第7条 運用責任者は、業務上必要があると認めたときは、職員に通話録音データを照会させ、必要に応じて当該情報を出力させることができる。この場合においては、運用責任者の立会いの下で行わせること。

2 職員は、通話録音データの照会を行ったときは、通話録音データ管理簿（別記様式）に必要事項を記載し、当該通話録音データの照会事由等を明らかにすること

（通話録音データの保存及び廃棄）

第8条 通話録音データの保存期間は、当該通話録音データを取得した日から録音時間を使い切るまでとする。ただし、法令に定めがある場合その他通話録音装置等の設置の目的を達成するため特に必要と管理責任者が認めた場合は、この限りではない。

2 通話録音データは、記録されたときの状態で保存し、加工してはならない。

3 通話録音データは、複製してはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合、その他通話録音装置等の設置の目的を達成するため特に必要と管理責任者が認めた場合は、この限りではない。

（目的外利用及び提供の制限）

第9条 通話録音データは第1条に規定する目的以外のために利用し、又は提供してはならない。ただし、法第69条に基づく場合その他法令に基づく場合は、この限りでない。

2 管理責任者は、前項ただし書の規定により通話録音データを利用し、又は提供しようとするときは、法及び条例の規定に基づく所定の手続きを行わなければならない。

（苦情の処理）

第10条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、遅滞なく適切に対応するよう努めるものとする。

（その他）

第11条 この基準に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この基準は、令和8年9月1日から施行する。